

市町村社会福祉協議会活動強化事業助成金交付要綱

（目的）

第1条 地域共生社会の実現に向けた市町村社会福祉協議会の活動強化に向けて、地域住民から寄せられる多様な地域生活課題を受け止め、地域を基盤として解決につなげる支援やその仕組みづくりを推進することを目的とする。

（助成対象事業）

第2条 社会福祉法人高知県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は、市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）や複数の市町村社協が連携して行う次に掲げる事業に要する経費に対して助成金を交付する。

- （1）児童・生徒や地域住民を対象とした福祉教育の取り組み
- （2）地域住民の交流や居場所づくりなど地域のつながりの再構築に向けた取り組み
- （3）多様な地域生活課題の解決に向けた調査研究や仕組みづくり
- （4）行政や関係機関と連携した権利擁護の体制づくり
- （5）災害に備えた地域での体制づくり
- （6）地域福祉活動計画の策定
- （7）社会福祉協議会の組織体制の強化や専門性の向上に向けた研修会の開催
- （8）四国地域福祉実践セミナーの開催

（助成対象経費及び補助限度額）

第3条 助成対象経費は、助成対象事業に要する諸謝金支出、旅費交通費支出、参加費支出、消耗器具備品費支出、印刷製本費支出、通信運搬費支出、会議費支出（講師等への昼食等に限る）、手数料支出、保険料支出、賃借料支出、土地・建物賃借料支出とする。

（事業の実施主体）

第4条 事業の実施主体は、県社協が指定する市町村社協又は複数の市町村社協、広域社会福祉協議会等（実行委員会を含む）とする。

（助成対象期間）

第5条 本事業の助成対象期間は交付決定の日から交付決定年度の3月末日までとする。

（助成額）

第6条 助成額は第4条に定める事業の実施主体ごとに次の各号に定める額とし、予算の範囲内において県社協会長（以下「会長」という。）が決定する。

- （1）第2条（1）から（7）に該当する事業 200,000円以内
- （2）第2条（8）に該当する事業 300,000円以内

（助成金交付申請）

第7条 実施主体の代表者は、助成金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による事業実施申請書を会長に提出するものとする。

(助成金交付決定)

第 8 条 実施主体の代表者から、別記第 1 号様式による事業実施申請書が提出されたときは、審査のうえ会長が助成金の交付の決定をするとともに、申請を行った実施主体の代表者に通知するものとする。

(事業の変更)

第 9 条 事業の内容等を変更（軽微な変更を除く）及び事業を中止し、又は廃止する場合には、事前に別記第 2 号様式による変更承認申請書を提出し、会長の承認を受けるものとする。

(助成金の概算交付)

第 1 0 条 助成金の概算交付を受けようとするときは、別記第 3 号様式による概算交付請求書を会長に提出するものとする。

(事業実績報告)

第 1 1 条 事業実績報告は別記第 4 号様式によるものとし、事業の完了の日から起算して 3 0 日を経過した日または翌年度の 4 月 1 5 日までのいずれか早い日までに会長に提出するものとする。

(助成金額の確定)

第 1 2 条 会長は提出を受けた事業実績報告の審査等により、助成金の交付の決定内容に適合するものであるかを検査し、適合すると認めたときは助成金額を確定し通知する。

(助成金の支払)

第 1 3 条 前条の規定により助成金額が確定した場合において、既に概算交付を受けた助成金額が確定額を超える時はその超過額を速やかに返還し、下回る時は別記第 5 号様式による請求書を会長に提出するものとする。

(その他)

第 1 4 条 会計関係帳票類は、事業終了後 5 年間保存するものとする。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 2 日から施行する。